

MV-22 オスプレイ墜落事故に対する意見書

平成28年12月13日午後9時30分頃、普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイが沖縄県名護市安部付近のリーフ上に墜落する事故が発生した。事故機は普天間飛行場を離陸後、沖縄東北の海上でKC-130からの空中給油訓練実施中にホースが切れ、不具合が生じ飛行が困難となったことを理由に挙げている。

米軍は不時着と公表しているが、機体の損傷状況や飛行が困難であったことを発表していることから明らかに墜落である。米軍は事故機を普天間飛行場までの帰還を試みずに民間地域を避けて海上に不時着させたこととしてパイロットの判断を称賛しているが全く認識のずれである。県民の怒りはかねてから欠陥機として危険性が指摘され、配備反対を強く訴えてきたオスプレイが現実に県内で墜落事故をおこしたことである。

同型機は嘉手納基地への飛来も頻繁に行われ、町域上空を飛び交うだけに今回の墜落は町民の恐怖心をかきたてる。陸軍貯油施設や嘉手納弾薬庫地区を抱えるなど最も危険度の高い町域に万が一墜落する事故となれば住民を巻き込む大惨事となることは必至である。

よって、嘉手納町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

記

1. MV-22 オスプレイ墜落事故原因の徹底究明と公表。
2. 事故原因が究明されるまでMV-22 オスプレイの飛行を一切中止すること。
3. 過重な米軍基地負担、訓練を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

MV-22 オスプレイ 墜落事故に対する抗議決議

平成28年12月13日午後9時30分頃、普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイが沖縄県名護市安部付近のリーフ上に墜落する事故が発生した。事故機は普天間飛行場を離陸後、沖縄東北の海上でKC-130からの空中給油訓練実施中にホースが切れ、不具合が生じ飛行が困難となったことを理由に挙げている。

米軍は不時着と公表しているが、機体の損傷状況や飛行が困難であったことを発表していることから明らかに墜落である。米軍は事故機を普天間飛行場までの帰還を試みずに民間地域を避けて海上に不時着させたこととしてパイロットの判断を称賛しているが全く認識のずれである。県民の怒りはかねてから欠陥機として危険性が指摘され、配備反対を強く訴えてきたオスプレイが現実に県内で墜落事故をおこしたことである。

同型機は嘉手納基地への飛来も頻繁に行われ、町域上空を飛び交うだけに今回の墜落は町民の恐怖心をかきたてる。陸軍貯油施設や嘉手納弾薬庫地区を抱えるなど最も危険度の高い町域に万が一墜落する事故となれば住民を巻き込む大惨事となることは必至である。

よって、嘉手納町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

記

1. MV-22 オスプレイ墜落事故原因の徹底究明と公表。
2. 事故原因が究明されるまでMV-22 オスプレイの飛行を一切中止すること。
3. 過重な米軍基地負担、訓練を見直すこと。

以上、決議する。

平成28年12月16日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 第三海兵遠征軍司令官 嘉手納基地第18航空団司令官
沖縄県議会議長